

『高松塚古墳取合部天井の崩落止め工事及び  
石室西壁損傷事故に関する調査報告書』より

## 【検証】

(下線は事務局で付した。)

## (1) 取合部工事における責任の所在について

- ① 取合部天井の崩落事実については、写真では昭和59年に、点検記録では平成2年に確認することができる。その後、定期点検において、措置の必要性が現場で指摘されていたが、ようやく措置の検討が行われたのは、平成11年4月のことである。
- ② 高松塚古墳は、古墳全体が特別史跡として、またその中で石室の壁画が国宝として、二つの側面からの指定がなされている。文化庁の所管においては、特別史跡を管轄する記念物課、国宝（建造物を除く。）を管轄する美術学芸課（平成13年1月5日までは美術工芸課）と分かれている。
- ③ 取合部の工事は、特別史跡の一部であるとして、美術工芸課から記念物課に工事をするよう依頼されている。この時点で記念物課は、カビの問題も含め、石室内の状況、これまでの壁画の保存管理についての知識は皆無に等しかった。
- ④ 美術工芸課においては、石室内の壁画の保存管理を担当していた「絵画部門」から記念物課との関係が深い考古部門所属の元文化財管理指導官に工事の担当について依頼されている。この時点で元文化財管理指導官には、石室内の状況、これまでの壁画の保存管理についての知識は皆無ではなくても詳細を理解していなかった。
- ⑤ 平成11年4月、平成12年6月と高松塚古墳現地において、記念物課が遺跡の保存管理について専門的知識がある奈文研に協力を依頼し、記念物課、奈文研、美術工芸課の3者間で協議が行われた。平成12年6月の時点では、工事業者も参加していた。
- ⑥ しかしながら、記念物課、奈文研からの参加者にはカビ問題の所在が把握できなかつたため、取合部でのカビ対策、石室内に与える影響についてはほとんど検討されることがなく、その後の工事契約における「仕様書」においてカビ対策が考慮されていなかつた。
- ⑦ 工事期間中は、工事発注者である記念物課は立ち会いを行わず、美術学芸

課の職員のみが立ち会いを行っている。その際、美術学芸課の元文化財管理指導官は工事の立ち会いではなく、主に「鍵番」としての役割で立ち会っているとヒアリングで述べている。

- ⑧ 結局、工事期間中、美術学芸課の一部の担当者はカビ対策について業者に指示したもの、反映されることなく工事は行われ、その後、取合部の大量のカビが発生した。
- ⑨ 石室内の定期点検を行った東文研は、カビが大量に発生したのは、工事が原因として、厳しく点検報告書で指摘している。
- ⑩ このように、時系列に事実関係を整理すると、工事に関与した担当者にカビ問題についての情報が与えられておらず、カビに対する意識が欠如していたことが浮き彫りになる。高松塚古墳の保存管理は、それまでカビが大きな問題であったことは美術学芸課の課長を含め石室内管理の担当者のみに限られた認識であった。記念物課には、カビに関する問題の所在そのものの情報を持つ者はいなかった。
- ⑪ 石室内の壁画の保存管理を行ってきた美術学芸課担当者は、取合部工事を行う所管が記念物課であったことを受け、石室内のカビ等に関する情報を提供することなく、無責任に他課に仕事をまかせてしまった。また、記念物課の史跡担当者はカビ問題に関する理解を欠いていたため、崩落止めを行うことのみを念頭において作業が進められた。
- ⑫ 平成 13 年 2 月以降、取合部で大量のカビが発生してから、同年 9 月、12 月の石室内の点検で大量のカビが発生することで、それまでの保存管理の体制では対応することができなくなった。12 月の点検時には、青龍の舌の一部が剥落し、当該責任問題で、美術学芸課と東文研の担当者間で論議となつた。
- ⑬ その後、修理作業者を組み入れることで体制の一新を図るもの、この時点から、東文研は高松塚の保存管理に一歩離れた立場で協力することとなる。そのような時期の平成 14 年 1 月 28 日に石室西壁の損傷事故が発生する事態となつた。
- ⑭ 翻って、不可解なのは、取合部工事の打ち合わせから工事に至るまで、

東文研が全く関与していないことである。本来であれば、点検のパートナーである美術工芸課から連絡を行い、カビ対策について何らかの相談を行うべきであった。結局、文化庁と研究所との連絡体制がこの件に関しては十分に機能していなかったと言わざるを得ない。

- ⑯ このように、取合部工事については、史跡、壁画と所管がわかれた文化  
庁内および研究所内の体制、双方の情報が十分に伝達されないことに起因  
して、カビ対策が不十分なまま実施され、結果として大量のカビが取合部  
に発生したものと考えることができる。

## II. 評価－調査を通じて浮き彫りになった問題と課題

高松塚古墳の発掘から現在にいたる 30 余年の軌跡を振り返ってみると、保存・管理のために傾けた努力や苦労は並大抵のものではなかった、ということをまず述べておきたい。現場における作業担当者は、多大な熱意を持ってその職務に従事してきたと言つていい。けれども他方、保存管理に携わった文化庁の組織体制や体質、情報公開・説明責任に対する感覚に問題があったことも否めない。本委員会に調査を付託された墳丘取合部の工事と壁画損傷事故をめぐる対応は、これら、大きく分けて二点に集約される問題点が、象徴的かつ端的に現れたものといえ得る。委員会の調査には、その権限や時間的な制約などからおのずと限界があるが、これまでに掌握した事実や経緯などから、以下のような問題と課題が指摘し得ると考える。

### 1. 組織体制の問題点－縦割りとセクショナリズム

- ① 高松塚古墳のうち、特別史跡（墳丘部）は文化庁記念物課の、国宝（石室内の壁画）は美術学芸課（平成 13 年 1 月 5 日までは美術工芸課）の所管となっている。この長年の縦割り体制は、専門家集団の間の意思疎通を阻害させ、情報の共有化が図られないという弊害を生んだ。また、事務系職員と専門家集団とのあいだにも同様の傾向があり、専門的な知識を必要とするることはすべて限られた一部の専門家に委ねてしまふ体質となっていた。このため、個別の問題ごとにそれぞれの分野の専門家のみが対応することになり、文化財としての高松塚をトータルに保存する体制がとられていなかった。  
このことは、少数かつ個々の専門家集団に対して、一方ではすべての権限が集中し、他方で重い課題をもすべて抱え込ませてしまうという構図を生む。つまり、分野を超えた広い視野で業務を遂行していく体制が整っていなかったと言えよう。
- ② こうした体質は必然的に、総合的な情報伝達・判断体制の不備につながってもくる。現場から発信される個別の情報を鋭敏にキャッチし、関係者に迅速的確に伝達し、事柄の重要性の度合いを判断できる仕組みを欠いたことは否めない。

また、こうした判断は主として課長以上の幹部職員の職責だが、取合部工事の発注や損傷・補彩問題の取り扱いにおける判断には大いに疑問を持たざるを得ない。さらに、組織を統括し、職員の職務を監督する次長、文化財部長（平成12年までは文化財保護部長）等は交代が頻繁で、十分な知識を持たず情報も与えられないまま、当面の制度改革や予算の獲得などの業務に忙殺される状況に置かれがちである。基礎的ながらやや専門的な知識を要する本件のような事柄の処理は専門家の判断のみで進められ、組織としての判断能力は極めて不十分であったと言える。

③ 大掴みに言って、記念物課は奈良国立文化財研究所と、美術学芸課は東京国立文化財研究所（いずれも両事案発生当時、平成13年度から独立行政法人文化財研究所に統合）と「パートナーシップの関係」にあり、両研究所間の連携があまり見られなかつたことも縦割り体制の現われとして指摘できる。しかも、両研究所はかつて文化庁の直轄下にあったこともあり、組織間における明確な指示や依頼などが行われないまま、専門家の言わば個人的なつながりの中で事柄が処理されていたことが伺える。文化庁と文化財研究所の組織対組織の関係を従前からしっかりと構築すべきであった。

④ 美術学芸課の要請を受けて記念物課が担当した取合部の崩落止め工事については、次のような問題が指摘できる。すなわち、石室内のカビ問題を十分認識しないまま、言わば漫然と工事仕様書を作成した形跡があること、担当課でありながら工事の立ち合いを一切行っていないことなどである。とりわけ最後の確認検査に立ち会っていないという事実は、今振り返って理解しがたい。

立ち会いを受けた美術学芸課のスタッフの役割が、「主として鍵番」であったという証言と重ね合わせると、取合部工事については、すべての過程を通じて責任者が不在であったということになろう。

工事途中で美術学芸課のスタッフによってその必要性が提案された擬土の滅菌・防黴処置などが、実際の工事には生かされていない。このことも振り返ってみて残念と言うほかない。なお、後にカビ対策に追われる東京国立文化財研究所が全くこの工事に関与していなかった事実もまた、縦割り体制からくるほころびの現れとして指摘できる。

⑤ 防護服やマスクの着用など順守手順を取りまとめた「高松塚古墳保

存修理マニュアル」に対する認識のずれが存在したこと、問題点として挙げなければならない。マニュアル自体は、現場関係者の共通理解のために自主的・良心的に作られた内部資料であったが、明確な手続きを経て公式に定められたものではなかった。内容的にも、例えば石室外でも防護服の着用は常識だとする作成者の意図が明記されていないなどの不備もある。これらが重なって、マニュアルの扱い内容についての理解が担当課間、専門家集団間で異なり、その運用も確実には成されなかつた感がある。

高松塚現地保存の長年の経験に照らせば、こうしたマニュアルの明確化が不可欠であり、早い時期から改良が加えられ、公式な手続きのもとに関係者の順守すべきルールとしての位置付けがなされるべきであったと思われる。

⑥ 以上のように、文化庁内部の所管課間、文化庁と外部の研究所、専門家間などに様々な形で縦割りの構造やセクショナリズムが存在していたことは明白である。このことが、組織としての意思疎通を阻害すると同時に、適宜に情報を適切かつ総合的に判断する仕組みを欠き、かつ全体のコーディネート機能が作動しないことにつながったと考えられる。その結果、責任の所在が不明確になったり、だれもが自らを責任者とは思っていないかたりする傾向を生んだのではないか。行政レベル、専門家レベルのいずれの面においても、長期にわたる「高松塚ウォッチャー」を欠いたこともまた、残念なことであった。

## 2. 情報公開と説明責任—その認識の甘さ

① いわゆる情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）が施行されたのは、平成 13 年 1 月である。公布されたのは平成 11 年 5 月であり、それ以前に国会の審議にかかっている。ついでながら、この法制度は主要先進各国に比べかなり遅れて導入され、同時に我が国の地方自治体においても同種の条例が先行して定められていたという経緯がある。加えて、平成 13 年 6 月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律」が成立している。いずれの法律も政府の説明責任を全うすることを目的とし、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」こと（情報公開法第 1 条）を強調している。両事案の発生当時、これらに込められた趣旨は、およそ公務員として守るべき「判断・行動規範」の常識として認識すべきものにな

っていたと言わなければならない。また、この種の法制度の有無にかかわらず、行政当局には自ら行っている事業の内容を可能な限り国民の前に明らかにする責務が本来的にあるはずである。

- ② こうした観点から、高松塚古墳の保存・管理について三つの問題点を指摘したい。すなわち、壁画損傷事故発生直後の文化庁の対応の不手際、その後の写真集の作成段階や恒久保存対策検討会などでこの事実を公にする機会を生かせなかつたこと、そして、保存状態について定期的に国民の前に明らかにするなど情報公開全般にわたる心配りを欠いたことである。
- ③ 平成14年1月の人為的損傷事故直後、当時の担当者らはことの重大性を十分認識していたことが伺える。もとより、事故は言わば不測の事態であり、故意によるものではなかつた。現場の環境を考慮すればやむをえないことであったとすべきであろう。同時にこのことは直ちに関係者に報告されている。  
問題は発生直後の対応である。事故後の補彩とは切り離して人為的損傷の事実をまず公表すべきであった。意図的に公表を避けたことは、情報公開の重要性に対する認識の誤りと言える。
- ④ こうした不手際は、その後の写真集の刊行の際に損傷の事実の公表が見送られたばかりか、恒久保存対策検討会向けの資料作成という格好の機会をも逃してしまうという流れを作ってしまうことになる。恒久保存対策検討会段階で美術学芸課のスタッフが事故の公表を進言した事実があるだけに、まことに残念である。
- ⑤ これらの事実は、現場から発せられる個別の情報を鋭敏にキャッチし、事柄の重要性の度合いを判断できる体制となつていなかつたことを示している。
- ⑥ 損傷事故などについてその都度公表すべきことは無論だが、壁画の全般的な状況について、意識的・継続的に情報を発信する配慮に欠けていたことも指摘しておきたい。発見から34年の間、まとめたものとしては昭和62年の「国宝 高松塚古墳壁画—保存と修理—」と平成16年の写真集「国宝 高松塚古墳壁画」の2回にとどまる。しかも、事故による損傷や補彩などについて全く言及していない。振り返って

見るに、例えば「年次報告」あるいは「年次白書」などといった形で、透明性の確保に努めていれば国民の理解が得られたはずであり、その意味で悔やまれる。

- ⑦ ただ、専門家スタッフの中に、例えばカビによる劣化の状況の公表を提案した者が存在していたことなどから、組織的な隠蔽工作が行われていたとまでは断定できない。けれども、一連の対応の不手際の積み重ねが結果的に隠蔽の印象を与え、ひいては文化庁全体への不信感につながったことは否定できない。
- ⑧ 以上を総合すると、現地で石室を密閉したまま保存することによる公開上の制約はあったにせよ、組織としての文化庁にはありのままの高松塚の状況を広くかつ正しくオープンにする姿勢に欠けていたと言うほかない。とりわけ、必然的に劣化を免れ得ない宿命にあった壁画の情報をより率直、積極的に明瞭に国民に伝え、より幅広い専門家等の協力を求めていくことが、高松塚という重要な文化財を守る上で、文化庁として最も留意すべきことであったはずである。このように情報公開と説明責任に対する感覚や認識の甘さが、結果的に大小取り混ぜた不手際の連鎖を生んだとも言える。

取合部の工事に端を発し、大量のカビ対策に追われたことの連続線上に損傷事故は起きた。そして、一連の対応を振り返ってみると、繰り返しになるが、組織としての文化庁の体質やそこから派生する判断や対応の誤り、さらに情報公開・説明責任に対する感覚の甘さを指摘せざるを得ない。

ただ、高松塚古墳の保存・管理の歴史は、そのままカビによる壁画の劣化との闘いの歴史であった。諸外国における同種の取り組み事例を引き合いに出すまでもなく、試行錯誤の連続でもあった。

高松塚古墳現地では、今なおカビが間断なく発生しており、石室内の環境は安定していない。昨年9月から墳丘部の冷却によって緊急的なカビ対策を講じているところであるが、カビの生育は抑制され一定の成果は得たものの、本年5月には壁画の主要な部分に黒いカビが発生するに至っている。石室内をとりまく環境は極めて深刻である。

翻って考えるに、30数年に亘る石室内の作業は、次のような状況下で行われてきた。すなわち、

- ・ 高温でいつカビの発生があってもおかしくない環境
- ・ 一旦カビの発生があると完全制御することは難しい

- ・ 狹隘な空間での防カビ処理の難しさ
  - ・ 制限された時間内での作業の難しさ
- などである。これらの困難性にも関わらず、その時々にカビ処置に全力を尽くし対応してきた現場担当者の努力と熱意には、頭の下がる思いを禁じ得ない。このことだけは強調しておきたい。